

令和6年度 岩沼市障害児者地域自立支援協議会

【自立支援協議会(総合支援法第八十九条の三)平成24年4月から法定化】

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく場。

事務局：岩沼市社会福祉課

全体会〔年3～4回開催〕

- ◆ 委 員:12名(任期2年) 令和5年12月～令和7年11月
保健医療関係者2名・福祉関係者5名・就労支援関係者2名・市職員3名
- ◆ 所掌事務
 1. 岩沼市障害児者相談支援事業の実施状況の確認に関すること
 2. 障害児者の支援に係る困難事例等への対応調整に関すること
 3. 地域の関係機関による支援体制の構築に関すること
 4. 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること

運営会議〔月1回程度〕

- ◆ 組 織:委託相談支援事業所、事務局
- ◆ 内 容:各部会活動の企画、実施

部会〔年4～5回開催〕

- ◆ 内 容:部会活動の企画協議、取組評価

子ども支援部会

- ◆ 組 織
 - ① 委員(福祉関係者3名・市職員3名)
 - ② 委託相談支援事業所
 - ③ 事務局
- ◆ 取組み
 - ① 医療的ケア児支援
 - ② 切れ目のない支援体制の構築(岩沼市個別教育支援計画「つながるiシート」)

生活支援部会

- ◆ 組 織
 - ① 委員(保健医療関係者2名・福祉関係者2名
就労支援関係者2名)
 - ② 委託相談支援事業所
 - ③ 事務局
- ◆ 取組み
 - ① 障害者の防災対策
 - ② 関係機関とのネットワーク強化(高齢部門)

地域課題

(地域生活支援拠点等の構成要素ごとに整理)

ケース支援

ケース支援

ケース支援